M-TEC インフォメーション

234 Vol.

2024 年 6 月

特集：アスベスト（石綿）事前調査

巻頭言

ちょうど１年前の令和５年５月号にＭ＆Ａについて書きましたが、事業承継税制の特例措置の「後継ぎ要件の緩和」が検討されるなど、方向性がおかしくなってきたと感じたことと、この１年余りで私が感じたＭ＆Ａでの問題点などをお話ししたいと思います。

やっぱり中小企業の事業承継の目的が、政治的に変えられそうな気配です。今までは「後継ぎ」と認められる要件が取締役になって３年という縛りがあったのですが、それが短くなるというのです。その理由は事業承継税制の特例措置の期限が２０２７年に迫り、今から後継ぎを決めて取締役になっても期限に間に合わないからというのが理由だそうです。しかし、そもそもこの特例措置に期限があることが問題であり、政治は他のばらまき型の補助金と同じように、中小企業の事業承継を国民の人気取りに利用しようとしているとしか思えません。本来中小企業の事業承継は、日本の中小企業の生産性を高めることを目的とすべきで、中小のゾンビ企業を増やすために利用されるべきではないと思います。息子などの後継ぎが居ない会社が従業員などを後継ぎにする場合、その対象となる方は、責任を持つ立場となってからいろいろと考え経験する必要があることは当り前で、後を継ぐ覚悟も経験もできない内に、税優遇を目的として後を継げば、その後がどうなるかは想像に難くありません。唯一無二の技術を持っていたり、他にはない特別なものがある会社には後継者問題は発生しません。それはどの会社もその会社の技術や特別なものを欲しがるからです。後継者問題が発生するのは、特別何もない普通の会社だからであり、実際継承されず廃業になったとしても世の中は困りません。（実際にはマルマも含めて、そんな会社が殆どなのです）

そしてこの１年余りで感じたＭ＆Ａの問題点ですが、それは仲介会社の質の問題です。この数年余りでＭ＆Ａ業界が儲かると分かったために、雨後の筍のように仲介会社ができ、その為経験も無く、文章もまともに書けないような若者が仲介担当になるようなことが起きています。実際「意向表明書」（分からない方も多いと思いますが、ごめんなさい）と云うものを書くのですが、参考で送ってくる文章が的を得ない、回りくどく意味不明な内容になっていたりするものがあり、また本番で実際の印鑑を押す契約書も、誤字脱字はたまた同じ条項があったり条項が抜けていたりと、「アナタとアナタの上司は、こんな重要なものを見直さないのか」と叫びたくなるようなこともありました。この様な会社は少数だとは思いますが、実際増えて来ているのだと思います。ただこの問題は当事者が困るだけで、外部的に大きな問題になることがないことが問題だと思います。

中途半端で相当書き残していまして、意味が伝わらないと思いますので、巻頭言２３４回目にして初めて次月に持ち越させて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

（雅）

MARUMA 株式会社マルマ

アスベスト（石綿）事前調査

アスベスト（石綿）はかつて多くの建築物の建材に使用された天然の繊維状の鉱物で、発がん性などの危険性を有することから、現在では使用や製造が禁止されています。しかし、2006 年より以前に建設された建物にはアスベストを含んでいる場合があるため、解体や改修工事を行う場合、すべての建物でアスベストの含有の有無を事前に調査しなければなりません。そこで今回の M-TEC インフォメーションでは、アスベスト事前調査についてご紹介します。（アスベストによる健康被害や分析については、Vol.230 をご参照ください）

アスベストの使用場所

アスベストは安価で、耐火性、断熱性、防音性、絶縁性等の様々な機能を有しており、2006 年まで建物の様々な部位に使用されてきました。工場やビルだけでなく、戸建て住宅においても屋根や外壁など（スレート、サイディング等）に使用されている可能性があります。

アスベスト使用形態	使用部位
吹付け材	天井、外壁
吹付けロックウール	天井、外壁
保温材	化学プラント、ボイラーの本体や配管
スレート波板・ボード	外壁、屋根
窯業系サイディング	外壁
けい酸カルシウム板	内装
石こうボード	内装
ビニール床タイル	床
その他	パッキン、ガスケット

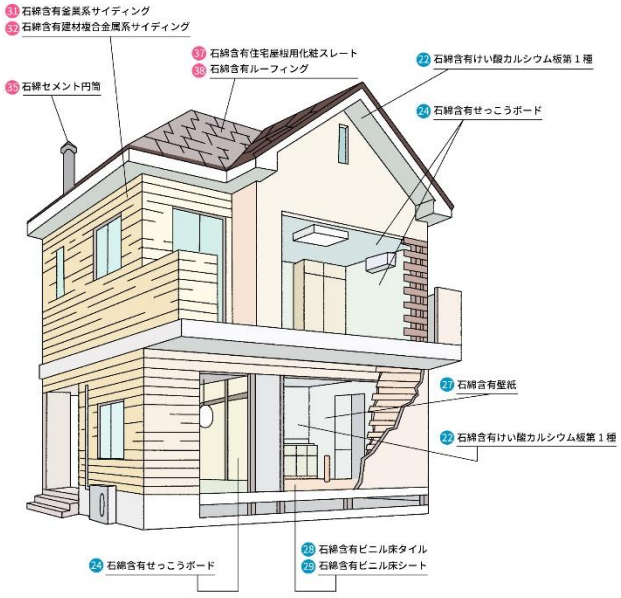

戸建て住宅でのアスベスト使用部位例

出典：目で見るアスベスト建材（第 2 版） 国土交通省

アスベスト事前調査

大気汚染防止法に基づく石綿障害予防規則が改正され、それに伴い、すべての建築物・工作物について、解体や改修工事を行う場合に、事前にアスベスト含有建材の有無の調査（事前調査）が義務化されました。

アスベスト事前調査では、①**書面調査**と②**目視調査**に併せて、必要であれば③**分析調査**を行うことがあります。この調査の結果、石綿が入っている場合や"みなし（石綿有りとみなす）"とする場合は、工事の時に石綿の飛散・暴露対策が必要になります。また、一定規模以上の工事の場合、事前調査の結果は、予め労働基準監督署と自治体へ報告する必要があります（石綿が無い場合でも必要）。

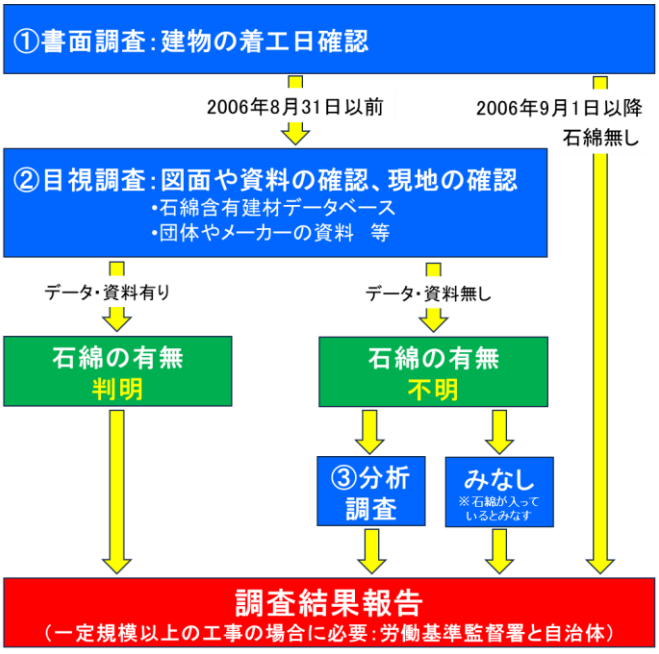

アスベスト試料の採取

分析調査を行う場合は、現場で試料を採取する必要があります。採取時にアスベスト飛散の可能性があるため、保護具を着用し、湿潤化や養生をしながら採取を行う必要があります。

試料の採取

採取試料
（石こうボード：ジプトーン）

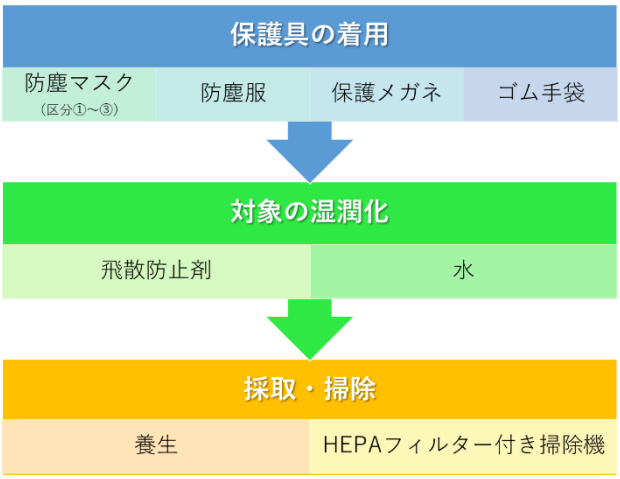

アスベスト分析調査

アスベストの分析調査には定性分析と定量分析があり、法令で定められた JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）を元に実施します。定性分析の結果、重量の 0.1%を超えているものは、“アスベスト検出”と判定されます。なお、定量分析は必須ではなく、アスベスト含有量を正確に知りたい場合にのみ実施します。マルマでは実体顕微鏡と偏光顕微鏡による定性分析を実施しており、X 線回折分析法による定量分析も実施できるように準備しています（10 月開始予定）。

分析方法	概要
①JIS A 1481-1	実体顕微鏡と偏光顕微鏡による定性分析
②JIS A 1481-2	X 線回折分析法と位相差分散顕微鏡を併用した定性分析
③JIS A 1481-3	X 線回折分析法による定量分析
④JIS A 1481-4	ポイントカウンティング法による定量分析
⑤JIS A 1481-5	X 線回折分析法による定量分析

※赤字：マルマ導入済、青字：導入予定

事前調査の報告

事前調査の結果の報告は、原則として、「石綿事前調査結果報告システム」で電子報告します（書面での報告も可）。このシステムは、パソコン、スマートフォンからいつでも操作でき、自治体と労働基準監督署への報告を同時に行えます。報告内容が多岐にわたるため、予め報告内容を確認しておきましょう。

報告内容の概要（一部抜粋）	
書面調査・目視調査の実施者	建材の種類
分析調査の箇所	分析調査の実施者と所属機関
事前調査の結果 （石綿有、みなし、無）	特定建材に該当しない場合の判断内容

事前調査に必要な資格

アスベストに関わる資格はいくつもありますが、事前調査には、右図の「建築物石綿含有建材調査者」の有資格者でなければ、試料の採取や事前調査報告書の作成をすることができません。この資格には、特別、一般、一戸建てがあり、特別と一般は全ての建築物の調査を行うことができますが、一戸建ては一戸建て住宅および共同住宅の内部に限られます。**マルマでは各資格を複数名保有しており、事前調査から分析まで実施可能**です。

資格名	調査	作業責任者	現場作業
建築物石綿含有建材調査者（特別 / 一般/一戸建て）	○	×	×
石綿作業主任者	×	○	○
石綿取扱作業従事者特別教育	×	×	○

アスベストの事前調査から分析まで、弊社までお問い合わせ下さい。

害虫獣紹介

カワゲラ類

カワゲラ類の幼虫は、ザザムシ（トビゲラ目、カワゲラ目、カゲロウ目などの水生昆虫の幼虫の総称）として長野県伊那谷では蜂の子、イナゴに並ぶ三大珍味で郷土料理として食べられる昆虫です。

生態

カワゲラ類は渓流などの汚染のない河川で生活をしており、水質判定の指標生物になる水生昆虫です。農業用水、池沼、都市部の河川ではほとんど見られません。

世界に約 2000 種、日本では 9 科 150 種が知られており、体長は大きい種で 4cm、小さい種では 8mm ほどです。蛹の時期が無い不完全変態の昆虫で、石や草に掴まって陸上羽化をします。体色は黄緑色、茶色、黒色など様々です。

幼虫は、大型の種は雑食で小型の種は草食で苔や藻を餌とします。小石の下や川底からほとんど動かないことが多いです。成虫は小石や水生植物の陰に隠れており、摂食行動が少なく水だけを飲む種もいます。また、飛ぶことが少なく飛んでも微速です。1 年から 3 年かけて成虫に羽化します。冬から春先に羽化する種が多いですが、春から夏に出現する種もいます。

オオヤマカワゲラ
Oyamia lugubris
出典:東北森林管理局 Web サイト
（https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/koho/tohoku/3_zukan/2_dobutsu/11_sonota.html）

被害

刺すなどの人への直接的な被害はありませんが、光に誘引されて建物内に侵入することがあります。

食品工場などの食品を取扱っているところでは、屋内に入って異物混入の原因となります。また、水辺に大量発生することがあり、近い住宅では屋内へ多数侵入することや、屋外でも大量の死骸によって不快感を与えます。

対策

飛来する成虫の侵入防止対策として、窓や扉の開放厳禁が重要です。特に、川などに面した箇所には注意を払いましょう。また、侵入しやすい箇所には忌避剤の使用も効果的です。成虫は光に誘引される性質（正の走光性）があるため、窓や蛍光灯に紫外線カット資材（専用のフィルムやカバー）を使用することも効果があります。なお、幼虫は河川などから発生するため、基本的には発生源の対策は実施できません。

食中毒情報

件数、患者数ともにノロウイルスを原因とした食中毒が最も多く発生していました。いまだにノロウイルス食中毒が上位を占める状況が続いています。今月も学校の文化祭の模擬店で 100 人以上の患者が出るなど、大規模な食中毒も発生しています。ノロウイルス食中毒は、冬季だけでなく 1 年を通じて発生するので、油断しないようにしてください。

また、高温多湿な季節になり、細菌性食中毒が発生しやすくなっています。それに伴い、食中毒注意報も各地で出されています。今月の細菌性食中毒としては、学校の寮で大量調理した食品が原因のウエルシュ菌食中毒、手洗い不足で作ったおにぎりが原因の黄色ブドウ球菌食中毒など、暖かい季節に起こりやすい食中毒が発生していました。これからの時期は、手洗いだけでなく食品の温度管理にもいつも以上に気を配って下さい。

全国食中毒発生状況
（5/14～6/14 新聞発表分等）

原因物質	件数	患者数
ノロウイルス	15	376
カンピロバクター	11	51
寄生虫	9	32
ウエルシュ菌	2	134
不明・その他	7	37

『ひとつ，ふたつ･･･快適環境を生み出します』
株式会社マルマ MARUMA
エムテック衛生検査所 M TEC
メールアドレス：info@maruma-ec.co.jp

本　　社　／　〒430-0807　静岡県浜松市中央区佐藤 2-5-11
東京支店　／　〒194-0005　東京都町田市南町田 2-15-14
静岡支店　／　〒422-8046　静岡県静岡市駿河区中島 960-1
岡崎支店　／　〒444-0802　愛知県岡崎市美合町字北屋敷 59-3-101
名古屋支店　／　〒496-0027　愛知県津島市津島北新開 234-2
大阪支店　／　〒555-0032　大阪府大阪市西淀川区大和田 3-5-6
福岡支店　／　〒816-0922　福岡県大野城市山田 2-18-53-B103